

2024(令和6)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人員費は含んでいません。
 ※ 「進捗」の☆の数値の意味は、次のとおりです。
 ☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆☆：想定どおり、☆☆☆☆：想定以下、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係					
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
							取組指標	実績	評価								
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築																	
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることを府民のわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、具体的な目標・行動が連携協力を気候変動対策を推進する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、気候変動対策に向けた取組を推進すること。	13	-	●おおさかゼロカーボンシティ連絡会開催回数 1回	●おおさかゼロカーボンシティ連絡会開催回数 2回	☆☆☆	ゼロカーボン連絡会において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	○	○	○	○	○		
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン(2021年3月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組を推進すること。	府内における再生可能エネルギーの普及拡大に関する課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、市町村との課題共有・意見交換を行う市町村(家連)会議を開催しました。	7 13 14	1,010	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 2回	●おおさかスマートエネルギー協議会開催回数 2回	☆☆☆	国のエネルギー政策・地球温暖化対策の動向、大阪府・大阪市エネルギー関連の取組、エネルギー供給事業者による取組など、関係者が共通するエネルギーに関する課題について情報共有や意見交換を実施しました。	○	○	○	○	○		
1-3	府庁の率先行動	継続	府自らの事業・事業により発生する温室効果ガスの削減削減を推進すること。	「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン(2021年3月策定、2023年7月一部改正)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に45%削減(2013年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・節電のさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意図した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組をけん引しました。	7 12 13	31	●エネルギー消費量の削減 ●温室効果ガス排出量の削減 【参考】2023年度実績 ・エネルギー消費量の削減 前年度比 1.0%削減 ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比 4.0%削減(速報値)	●集計のため、2023年度の実績を記載 【参考】2023年度実績 ・エネルギー消費量・前年度比0.2%削減 ・温室効果ガス排出量・前年度比6.7%削減	☆☆☆	大手前庁舎での再生可能エネルギー100%電力の調達の実施や、各所における環境マネジメントシステムに基づく省エネ等により、省エネ行動を促進することができました。 なお、参考である2023年度のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量はともに前年度と比べて、削減することができました。	○	○	○	○	○		
1-4	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達の推進	継続	2050年までに府内における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減すること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約5%は電気の利用により排出されているため、庁舎等で使用する電気の調達について、可能なものから、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 12 13	-	●再生可能エネルギー導入施設数 10施設 【内訳】 ・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等3施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、産卵場) ●CO2削減効果 約2,100t-CO2	●再生可能エネルギー導入施設数 8施設 【内訳】 ・大手前庁舎5施設(本館、別館及び大阪府公館、分館6号館ほか1施設) ・環境農林水産部3施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、産卵場) ●CO2削減効果 約2,100t-CO2	☆☆☆	大手前庁舎(施設の増設により施設)及び環境農林水産部3施設において、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	○	○	○	○	○		
1-5	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水の削減を効果的に進めることのできるESCO事業を、広く府民や施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間企業にも普及促進を図ること。	1第・大阪府ESCOアクションプラン(2015年2月策定、2020年3月改正)に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に関しては、情報提供の一環として、省エネ・節電の推進を促進するためのセミナーやワークショップを開催しました。また大阪府内市町村との関係強化を図るため、府有施設をモデルとして、民間企業や市町村に対してESCO事業の導入を働きかけるとともに、説明会等の場でも活用し、民間企業にも普及促進を図りました。	7 11 12 13 17	298	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 2件 ●2023年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 3施設 <高等職業技術専門学校2校、青少年海洋センター> ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回 ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回	●府有施設におけるESCO事業の新規公募実施件数 2事業35施設(西大阪治水事務所、高等学校及び児童センター4施設) ●2023年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施施設数 3施設(高等職業技術専門学校2校、青少年海洋センター) ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回 ●大阪府市町村ESCO会議の開催回数 1回	☆☆☆	概ね想定通りに実施しました。	○	○	○	○	○		
1-6	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	継続	府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、生産者が明確に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図ること。	大阪版CFP算定手法における算定対象品目の拡大や、算定ツールを活用した生産者等の自主的な算定表示による普及拡大を実施しました。また、民間事業者と連携しスーパー・店頭をはじめとしたCFP算定の場を拡大し、ナッジを活用した実証等により、更なる府民の脱炭素化消費行動の促進を図りました。	12 13	11,385	●ラベリング表示の実施品目 農産物等26品目 ●ラベリング表示店舗 44店舗	●ラベリング表示の実施品目 農産物等26品目 ●ラベリング表示店舗 50店舗	☆☆☆	生産者が明確に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用し、消費者が明確に算定できる大阪版カーボンフットプリント(CFP)算定手法を活用した普及啓発の確立・定着を図りました。	○	○	○	○	○		
1-7	府民の脱炭素行動促進・買取り可視化事業	新規	アプリを活用して、企業と連携して大きなキャンペーンを展開し、府民の脱炭素行動の促進を図ること。	府民の脱炭素行動へのシフトを大きく後押しするため、博覧会協会のEXPOグリーンチャレンジアプリや、連携協定を締結する事業者のアプリを活用し、削減目標を掲げて企業・府民で達成を目指すキャンペーンとして、府タッシュボード活用によりその進捗等を可視化するとともに、府民向け普及イベントを実施しました。	12 13	45,623	●府民のアプリ利用者 40万人	●府民のアプリ利用者 約2万人 ●タッシュボード「おおさか脱炭素アプリプロジェクト「みんなのCO2削減量」」の開設 ●府民向け普及イベント 4回	☆☆☆	指標に達しなかったものの、タッシュボードの活用により、CO2削減の進捗等をわかりやすく可視化するとともに、府民向け普及イベント(4回)を実施し、府民の脱炭素行動の促進を図ることができました。	○	○	○	○	○		
1-8	環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素イベント村与制度普及事業	継続	府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくこと。	小売事業者等が現在運用しているポイントシステムを活用し、生産・流通・使用等の過程でのCO2排出が少ない商品・サービスを導入した消費行動を促すこと、事業者とともに脱炭素ポイントの付与を行いました。また、脱炭素ポイントに関するガイドラインを完成させ、制度の普及促進を図りました。	7 11 12 13 14 15	15,725	●実施事業者数 20者	●実施事業者数 16者	☆☆☆	ポイント付与事業者16社で、目標の20社に満たなかったものの、昨年より5社増加し脱炭素ポイント付与を実施するとともに、2社・団体による脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議を開催することができ、概ね想定通りに実施することができました。	○	○	○	○	○		
1-9	大阪版(もん)を活用した脱炭素化推進事業	継続	府内で大阪版(もん)の消費拡大を図るとともに、脱炭素社会の実現をめざすこと。	「Osaka AGreen Action」の一環として、CFP(カーボンフットプリント)ラベル表示商品の普及等を通じて、府民に改めて地産地消を普及し、脱炭素消費行動を促進するとともに、大阪版(もん)の需要拡大を図るためのイベントを、集客力の高い場所で開催しました。併せて、プラごみ削減等の一体的な啓発に取り組みました。また、Osaka AGreen Actionパートナーズとの連携を図る交流会を開催し、取組の促進を図りました。	12 13 15 17	14,784	●大阪版(もん)のイベント実施回数 2回 合計参加人数 80,000人	●大阪版(もん)のイベント開催 2回 ①「大阪版(もん)の消費拡大～Road to EXPO 2025～」 ②「Welcomingアパ/天守寺 おおさかもん祭り～Road to EXPO 2025～」 合計参加人数 約116,000人	☆☆☆☆	府内で大阪版(もん)の消費拡大と脱炭素社会の実現をめざすため、脱炭素消費行動を促進し、府民の脱炭素消費行動、プラットフォームの一体的な啓発イベントを実施しました。	○	○	○	○	○		
1-10	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再生エネルギーの推進のため、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などのZEHの多面的メリットを広く発信するため、住宅展示場でのZEHフリープレートの配布やハウスメーカー等と連携したZEH個別体験事業等を実施しました。	7 13 14	-	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 5回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体験合計人数 30組	●ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナーやイベントの実施回数 4回 ●ZEHの宿泊体験・お試し体験合計人数 34組	☆☆☆	セミナーイベントの実施回数は取組目標よりやや少なかったものの、宿泊体験・お試し体験への参加者は取組目標を上回り、概ね想定通りZEHの普及、認知向上に貢献することができました。	○	○	○	○	○		
1-11	新熱性能理解向上によるZEH普及啓発事業	新規	建築物の環境配慮に関する取組の促進を図るため、府民・事業者へ適切な情報提供を行う。	府民・事業者の住宅省エネ化の検討機会創出及び新熱性能理解向上、建築士説明力向上のための新熱性能可視化シミュレーションツール作成などを行いました。また、新たなターゲット層や分野への啓発ツール作成やイベント開催などに取り組みました。	6 7 9 11 12 13 14 15	8,352	●シミュレーションツール活用のためのアンケート実施及び活用機会の創出実施・開催回数3回	●シミュレーションツール活用のためのアンケート実施及び活用機会の創出実施・開催回数(アンケート回収)105件	☆☆☆	ツールの活用機会については計2回の開催となりましたが、想定していた以上の参加があり、アンケートは予定の件数(100件)以上回収することができました。	○	○	○	○	○		
1-12	脱炭素経営宣言促進事業	継続	事業者における脱炭素経営を促進すること。	脱炭素化を促進するセミナーなどを通じて脱炭素経営宣言登録制度の周知を行うとともに、商工会議所や地域の金融機関等の関係機関に脱炭素経営宣言を行った事業者(には「脱炭素経営宣言登録証」を発行し、府HP等にて広くPRするとともに、排出量の見え方や補助金案内などの各種支援を行います。)	7 9 12 13	3,453	●脱炭素経営宣言登録事業者数 800者	●脱炭素経営宣言登録事業者数 2,906者 (R6年度末時点累計9,526者)	☆☆☆☆	金融機関等の関係機関と連携し、脱炭素経営宣言登録制度を効果的に周知した結果、新たに約2,900名の事業者が宣言を実施しました。	○	○	○	○	○		
1-13	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組の促進	継続	気候変動対策推進条例にて指定されるエネルギー多量使用事業者(特定事業者)等の省エネの徹底や再生可能エネルギーの利用拡大により温室効果ガスの排出削減を促進すること。また、特定事業者のみならず、サブプライチエーン全体の取組等を促し、脱炭素経営の浸透を図ること。	特定事業者(約1,000事業者)に対し、気候変動への対応及び電気の需要の最適化等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、特定事業者のみならず、より多くの事業者による対策状況を把握するとともに計画的な取組を促すため、任意届出制度及び府独自の評価制度の運用を実施しました。さらに、商工会議所や地域金融機関と連携し、脱炭素経営を支援する様々なメニューを提供し、積極的な届出の活用及び意欲的な排出削減につなげました。	7 9 11 12 14	1,127	●計画推進に係る事業者説明会実施回数 1回	●説明会開催の作成・公開 2機関(制度概要、届出記入方法) ●専門家による省エネアドバイズ実施 2件	☆☆☆	大阪府気候変動対策推進条例の改正により、多くの事業者が改正後の書式で初めて実績報告書を作成するため説明会の開催を計画していましたが、前回の開催時から制度に大きな変更がなく説明会を開催する必要性が低減されたことに加え、事業者が自主的に意欲的な取組を行うなど、説明会開催に変わって説明制度の活用が期待されています。また、特定事業者等に対して、立入調査を行う際、省エネの専門家を同席させ省エネアドバイズを実施しました。	○	○	○	○	○		
1-14	クレジットを活用した事業者による脱炭素経営促進事業	継続	府内事業者によるCO2削減分をクレジット(※)認証するシステムを構築し、方策への取組につなげることで府内事業者による脱炭素経営の浸透を図ること。 (※)クレジット:省エネ・再生エネルギーの導入等による温室効果ガス削減・吸収量を認められ、取引可能な形にしたもの。	2023年度に認証を受けた5つの方法論について、府内に事業者を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受け、合計411t-CO2のクレジット届出を行いました。	7 9 13	24,845	●方法論モニタリング件数 5件	●方法論モニタリング件数 4件 ●クレジット届出量 411トン-CO2	☆☆☆	5つの方法論について、府内に事業者を持つ事業者を対象に本プロジェクト参加者を募り、4つの方法論に13事業者が参加した。参加者毎の削減データを適切にモニタリングし、一括してクレジット認証を受け、合計411t-CO2のクレジットを届出することができました。	○	○	○	○	○		
1-15	サブプライチエーン全体のCO2排出量見える化モデル事業	継続	サブプライチエーン全体でのCO2排出量を見える化することで、効果的な脱炭素化の取組を促進し、府内の温室効果ガス削減量を増やすこと。	大阪府庁のテーマと関連する健康や衛生などの分野や、府民が手に取りやすいため、水平展開による影響が大きく、環境教育にもつながる文具等の事務用品等の脱炭素を対象に公募を行い、2事業者10製品においてサブプライチエーン全体での排出量の見え方や削減のための改善策の提案をモデル的に実施しました。	7 12 13	34,716	●モデル事業者数 2事業者	●モデル事業者数 2事業者	☆☆☆	モデル事業者2社で、10製品においてサブプライチエーン全体のCO2排出量を算定し、削減に向けた改善策を提案することができました。また、本事業で構築した見やすいモデルを活用し、セミナーやワークショップを開催するとともに、CFP算定に取り組み事業者の普及支援を行うことで府内中小事業者等の水平展開を図ることができました。	○	○	○	○	○		
1-16	中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再生エネルギーの導入支援事業	継続	気候変動対策推進条例に基づく対策計画書届出制度について、2023年度から条例にて届出を義務付けられいない中小事業者向けの任意届出制度が創設されたことに基づき、中小事業者(特定事業者を除く)における自発的な脱炭素化の取組を促すこと。	中小事業者(特定事業者を除く)が届出けた対策計画書に基づいて実施する省エネ設備への更新等に要する費用の一部を補助しました。	7 13 14	19,413	●補助件数 13件 ●設備導入によるCO2削減効果 130t-CO2	●補助件数 11件 ●CO2削減削減効果 約137t-CO2	☆☆☆	中小事業者の自発的な脱炭素化の取組を後押しするため、省エネ設備更新や再生エネルギー導入等11社に対して費用の一部を補助しました。補助件数は取組目標をやや下回りましたが、事業の効果となるCO2削減量は取組目標を上回りました。	○	○	○	○	○		
1-17	中小事業者高効率空調機導入支援事業	新規	高効率空調機の導入を促進し、中小事業者の経費削減と脱炭素化・電気料金の削減による経費削減を後押しすること。	中小事業者が既存の空調機を高効率空調機へ更新するための設備費及び工事費用の一部を補助しました。	7 13 14	695,140	●補助件数 200件 ●CO2削減削減効果 860t-CO2	●補助件数 143件 ●CO2削減削減効果 約1,510t-CO2	☆☆☆	中小事業者の経費削減と電気料金の削減による経費削減を後押しするため、高効率空調機の導入に143事業者に対して費用の一部を補助しました。補助件数は取組目標を下回りましたが、事業の効果となるCO2削減量は取組目標を上回りました。	○	○	○	○	○		
1-18	建築物の環境配慮制度の推進	継続	建築主等による建築物の環境配慮に関する取組の促進を図ること。	気候変動対策推進条例に基づき、CO2削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示について義務づけるとともに、これらについて必要な指導や助言を行います。さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組を行った建築主や設計者を府と大阪府で「おおさか環境」(※)として表彰するほか、受賞者等による講演会や遊年展の受賞建築物についての現地見学会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	1,413	●おおさか環境にやさしい建築賞の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催回数 4回程度	●おおさか環境にやさしい建築賞の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催回数 1回 ●府民向け1施設1回 ●行政機関向け1施設1回	☆☆☆	現地説明会は該当建築物とスケジュールの関係で2回となりましたが、気候変動対策の推進に関する条例の改正について周知し、円滑に制度の推進を図ることができました。また、表彰制度の魅力アップの普及促進ができました。	○	○	○	○	○		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係						
							進捗状況			自己点検・評価・課題	改進黨・今後の方向性					
							取組指標	実績	評価		①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-19	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	継続	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取り組む。エネルギーの地域地産地消や再生可能エネルギーの導入による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 【主な事業】 ・「省エネ・省エネ」-省エネ対策の相談・アドバイス ・一定の事業者等に対する太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表 ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大 ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジットの提供 ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート ・事業者登録制度を活用したEMS(EH「省エネ」)の普及啓発 ・省エネ・省CO2に関するセミナーの開催、府民、事業者等が実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH(ネット・ゼロエネルギーハウス)の普及啓発 ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	7 13 14	3,757	●低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 200件 ●省エネセミナー 開催回数 9回 合計参加人数 465人 (講師派遣 36回)	☆☆	市内府外や町工芸会館等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取り組む。府民、事業者等からの問合せ176件について対応するなど、市内の省エネ推進、省エネの普及拡大に貢献することができました。 マッチング件数は総数目標を上回りましたが、省エネセミナーは主催セミナーの参加人数が取組目標を上回ったほか、セミナー講師派遣により取組目標を上回る周知・啓発を行いました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進のための様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて実施します。	○	◎	○	○		
1-20	万博を契機とした環境・エネルギー先進技術普及事業	継続	観光業や海洋プラスチックごみ削減の長期目標の達成に貢献する環境先進技術の普及を促進すること。	環境・エネルギー先進技術について、2023年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民イベントや事業者向けセミナー等を通じ広く発信、啓発を行いました。	4 6,7 8,9 11,12 13,14 15,17	3,814	●府民・事業者向けセミナー 2件 ●府民向けイベント 1件 ●事業者向けセミナー 1件	☆☆	セミナー2回開催の目標について、1回を府民向けイベントでの環境先進技術の周知啓発へと変更しました。 セミナーでは万博会場等で行われている先進技術について紹介、イベントでは普及啓発コンテンツやパネルを活用し周知することで、事業者や市民の普及しやすさや環境先進技術の普及啓発が図れたとされています。	環境・エネルギー先進技術について令和5年度に作成した普及啓発コンテンツを用い、府民向けイベント等を通じ広く発信し、事業者による実用化・事業化につなげます。	◎	○	◎	○	○	
1-21	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	終了	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた活動につなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業者に対し、必要な経費の一部を補助しました。	7 9 11 13 17	728,579	●採択企業毎に1回以上/年のフォロー	☆☆	採択企業へ定期的な訪問し、採択企業のフォローを実施しました。	万博を契機に、本事業の成果を広報・発信することで、引き続き、社会への実装やビジネス化に向けた取組を促進します。	○	○	○	○	○	
1-22	脱炭素型農業の推進	継続	「おおさか農政アクションプラン」では、大阪工芸農産物・有機農産物の生産振興や販路拡大、脱炭素意識の啓発により農分野での脱炭素型農業への貢献に取り組むこととしており、農業者、消費者、消費者等が一丸となり、農産物の生産から販売、消費に至る各段階で環境への負荷の低減を図ること。	【脱炭素型農業推進事業】 有機農産物の生産振興を促進するため、栽培技術体系の確立等を行いました。 【大阪工芸農産物推進事業】 化学合成農薬と化学肥料の使用量を半分以下で生産した農産物を「大阪工芸農産物」として認証する制度を推進するほか、(地産)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し、病害虫防除に関する調査研究を行いました。	2 3 12 17	21,247	●有機農業栽培マニュアルの作成品数 1品目 ●有機農業栽培マニュアルを作成 2品目(しゅんぎく、こまつな)	☆☆☆	●有機農業栽培マニュアルの作成(2品目) 大阪府の農産物産出促進を支援する専門家からのアドバイスや、新規就農を目指す若年農業者の比較的好い農業者をターゲットとしたマニュアルを作成しました。マニュアルを活用し有機農業の栽培ノウハウを伝える取り組みを促進します。	●有機農業栽培マニュアル(たねまき)の作成(7年・データ収集、8年・完成)。 工芸農産物に役立つ産産技術の開発 の開催や、府内における先進技術の普及啓発にも取り組むことにより、新規就農者も安心してから、防除体系をマニュアル化することにより、熟練農業者なくとも安定した栽培を実現します。	○	○	○	○	○	
1-23	気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する取組	継続	府内における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、消費者による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	府の区域内に電気の小売供給を行う事業に対して、小売供給に係る排出係数(※)の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・実績等を記載する対策計画・実績報告書の提出を義務付ける制度を推進しました。 (※)排出係数:1kWhあたりの電気の供給に排出されるCO2の量を示す数値	7 9 11 13 14	-	●計画書・実績報告書の届出件数 【参考】2023年度実績 計画書の届出件数 34件	☆☆☆	届出書の内容について評価基準に基づき評価を行い、評価結果を各事業者へ通知するとともに、優良な評価の事業者をHPで公表しました。	届出は毎年9月まで締切日としてまいりますので、引き続き、事業者との周知等の取り組みを推進していきます。	○	◎	◎	◎	◎	
1-24	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府内全府域で太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スクールメリットを活かした価格低減と設置までのサポートにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。	7 13 14	-	●参加登録世帯数 2,281世帯	☆☆	参加登録者は目標値を下回りましたが、契約件数は前年度より約1.5倍に増加し、本事業によって14世帯が太陽光パネルや蓄電池を購入し、普及促進に貢献することができました。	引き続き、市内府外や民間事業者と連携し、広く事業の周知、普及啓発に取り組めます。	○	◎	◎	○	○	
1-25	水素関連ビジネス創出推進事業	継続	多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進を図り、成長産業、消費を牽引するべく、水素関連の推進を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	【H2Osakaビジョン2022】に沿って、大阪の特色を活かした実証事業の実施等の水素技術の実用化に向けた取組を推進しました。 また、関係機関等と連携し、水素を契機に水素の社会実装性の向上や関連技術等の事業化などに向けた取組を推進しました。 水素需要拡大に関する研究会等を開催しました。	7 9 11 13 17	303	●水素需要拡大に関する研究会等の開催 8回以上/年 ●燃料電池バス実証運行情報の共有 1回	☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議等において、国や事業者、海外、万博関係の最新動向の情報を共有し、各主体による利用実証や実証プロジェクトの検討、及び水素の社会実装性の向上や関係機関との関係等に留意し意見交換を行うことにより、今後の取組の推進に大きく寄与しました。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・セクターの導入促進を図ります。	○	○	○	○	○	
1-26	エネルギー産業創出促進事業	終了	エネルギー関連分野の先進的な製品やサービスの事業化を加速し、大規模な新たな事業創出を促進すること。	【府内企業に対する開発支援補助】 府内企業を取り組む、蓄電池、水素・燃料電池、再生可能エネルギー等の材料・部品や製品の開発・実証実験等に要する経費の一部補助する事業を行いました。 【事業化調査検討支援補助】 次世代エネルギーの供給拠点やカーボンニュートラル技術のサプライチェーン拠点等の整備に向けた事業化調査・検討等に要する経費を一部補助する事業を行いました。 【府内で実施する実証実験補助】 AI、IoTやロボット等のデジタル技術関連ビジネスに関する実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助する事業を行いました。	7 9 11 13 17	13,892	●採択企業フォロー回数 2回以上(企業毎) ●事業化調査等支援2件0件	☆☆	採択企業へのフォロー数は企業毎に2回以上行い、目標に設定した数を上回りました。一方、事業化調査に関しては、支援件数(応募件数)から抽出が難しくなりました。採択企業へのフォローは、訪問や電話でのアプローチの徹底で実現し、企業からの進捗・課題の報告や意見交換等を行いました。	当該事業を通じ、蓄電池、水素・燃料電池等に関する技術及び製品等の開発や、府内における実証実験等を支援し、大阪企業のビジネスチャンスづくりにつなげます。	○	○	○	○	○	
1-27	カーボンニュートラル技術実証推進事業	新規	カーボンニュートラルに資する先端技術(以下CN先端技術)について、社会実装に向けた企業ニーズ等把握や技術コーディネート等による企業間のビジネス化促進の支援を行い、大阪でCN先端技術の実装を推進すること。	水素・燃料電池や蓄電池等のCN先端技術を有する府内外の大手・中堅企業や、大阪での技術実装、ビジネス展開に意欲を有する中小・スタートアップ企業に対し、府職員が専門家に連携して、技術実証や新たなビジネス展開に関するニーズやニーズを把握しました。大阪の産業振興や経済成長につなげよう、という考えにおいて、国や地方公共団体、大学等研究機関や金融機関などの支援機関とも連携し、技術コーディネートや企業等の交流促進の取組を実施しました。	7 9 11 13 17	6,226	●府内外の企業訪問 100社/年	☆☆	オンラインを活用したセミナーを開催し、先進的な取組事例についての講演を実施しました。 また、カーボンニュートラル分野で意欲的な企業等を対象としたセミナーを実施しました。 府内には、府内企業と連携し、技術ニーズやニーズのマッチングを支援し、企業間のビジネス拡大につなげます。 また、技術ニーズを把握する「セモリアンフォーメーション」を開催しました。プロットフォームを通じて、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。	企業のカーボンニュートラル分野への参入を一層促進するため、オンラインも活用したセミナー開催や技術ニーズ説明会を実施するとともに、オンラインフォーメーション等により、技術ニーズやニーズのマッチングを支援し、企業間のビジネス拡大につなげます。 また、技術ニーズを把握する「セモリアンフォーメーション」を開催しました。プロットフォームを通じて、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。	○	○	○	○	○	
1-28	気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進	継続	自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及及び電動車の普及促進	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付けることにより、電動車普及に係る取組等の実施を促しました。	3 7 9 11 13 17	-	●計画書・実績報告書の届出件数 【参考】2022年度実績 計画書の届出件数 17件	☆☆	●計画書・実績報告書の届出について、12者から届出を受理し、その結果、自動車販売事業者における電動車販売割合を把握し、今後の取組を促進する取組を実施しました。	引き続き計画書・実績報告書の届出により、自動車販売事業者の電動車販売割合を把握し、優れた取組を行った事業者を表彰することで、計画のかつ具体的な電動車普及の取組を促します。	◎	◎	○	○	○	
1-29	官民協働の導入導入・普及啓発による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を促進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組を実施することにより、電動車の普及を促進しました。 また、市内公共用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めました。	3 7 9 11 13 17	-	●電動車展示会・試乗会開催回数 5回 ●メールマガジン発行回数 12回	☆☆☆	●電動車展示会・試乗会開催回数 7回 ●メールマガジン発行回数 19回	「おおさか電動車普及サポートネット」として、官民協働で展示・試乗会等の実施や各団体の取組等により、電動車の普及促進に努めるとともに、関係機関等と連携し、電動車の普及促進を図ります。 また、展示会・試乗会の開催数及びメールマガジン発行回数が増加したため、☆☆☆としました。	2030年度目標の達成に向けて、おおさか電動車普及サポートネットにおける官民協働の取組等により、電動車の普及促進に努めるとともに、関係機関等と連携し、電動車の普及促進を図ります。 また、展示会・試乗会の開催数及びメールマガジン発行回数が増加したため、☆☆☆としました。	○	◎	○	○	○
1-30	乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業	終了	ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらう。ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じ乗車によるZEVの乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非営業時にも役立つ充電機能等の体験キャンペーンを一貫して実施しました。	3 7 9 11 13 17	5,433	●カーシェア事業における乗車体験人数300名 ●キャンペーン参加店舗数 100店舗	☆☆☆	●カーシェア事業における乗車体験人数300名 ●キャンペーン参加店舗数 131店舗	カーシェア事業について、想定通り300名に乗車体験を提供しました。ディーラーと連携した体験キャンペーンについては、取組目標を大幅に上回る131店舗にて実施しました。	本事業は2024年度までであるためカーシェアやディーラーと連携した体験キャンペーンは実施しませんが、引き続きゼロエミッション車の乗車や給電の体験ができる機会を提供します。	◎	◎	○	○	○
1-31	万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業	終了	万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組む。府内の脱炭素化を強力に推進すること。	万博会場へのグリーンな移動手段の確保のため、チャーターバス(バス)の導入について大阪府が必要経費の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	589,766	●補助台数 52台	☆☆	バス事業者の導入時期の見直し等により、2024年度の導入台数は当初の予定より減少しました。 2022年度から2024年度までの3年間で約100台の導入目標に対し、2024年度末まで59台の補助を行うことができました。万博開催に必要台数に向けて着実な取組を実施しました。	本事業は2024年度までであるため、バス事業者への購入補助は実施しませんが、導入したバスや燃料電池バスが市内を走行することによるCO2削減効果を広く発信することにより、引き続きバスのゼロエミッション化を促進します。	◎	◎	○	○	○	
1-32	電気自動車用充電設備の整備促進	継続	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、充電設備の設置に関して様々な課題のある集合住宅等への設置促進を支援すること。	「おおさか電動車普及サポートネット」関係者と協働して、国の補助制度や、集合住宅での充電設備の設置に係る課題解決を支援するセミナー等を実施しました。	3 7 9 11 13 17	-	●セミナー等の実施回数 1回	☆☆☆	●セミナー等の実施回数 2回	府内で分譲マンションの戸数が最も多い大阪市と連携し、取組目標を上回る2回セミナーを実施しました。	誰もが安心して電気自動車(EV)を利用できる環境を整えるため、充電設備の設置に関して様々な課題のある集合住宅等への設置促進を支援します。	◎	◎	○	○	
1-33	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等の情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、セミナー等を開催しました。 また、防災分野に関する府内の気候変動の影響や適応について、有識者の確認を受けながら最新の知見の収集・整理を行いました。 気候変動影響と防災の関連、再発をセミナーで紹介し、内水対策への適応策として治水調整施設の見学会を実施しました。 子どもと高齢者層に関する方向性から身を守る対策等の取組についてセミナーを実施しました。 (※)府では、2020年4月、気候変動適応に基づき、(地産)大阪府立環境農林水産総合研究所を指定	13	2,459	●座学研修 開催回数 1回 ●啓発セミナー 開催回数 3回 ●見学会 開催回数 2回	☆☆	●座学研修 開催回数 1回 ●啓発セミナー 開催回数 3回 ●見学会 開催回数 2回	高齢者・子どもに関わる方を対象とし、それぞれの環境に応じた暑さ対策や防災に関するセミナーを開催しました。また、暑熱対策に関する災害について理解を深めるため、府民を対象とした防災セミナーを開催しました。また、府内の市町村の職員向けにセミナーワークショップで、地域における気候変動の課題と適応について、2市による事例紹介を行うことにより、市町村との課題共有や解決策を検討いただくことができました。	引き続き、気候変動適応の普及強化に取り組めます。	○	○	○	◎	
1-34	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「涼み」「気づく」「備える」の3つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。	おおさかクールアサシプロジェクトとして、猛暑の外に出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールアサシ)について、民間事業者(薬局等)と連携して普及し、府民の利用促進を図りました。 また、暑さによる健康被害に必要となる取組を推進することができよう、環境省が提供する「暑さ指数情報メール」の登録や熱中症警戒アラートの周知をしました。また、X(Xwitter)のアカウント「おおさか暑さ情報大阪府」を開設し、日々の暑さ指数や熱中症の危険度を発信しました。 さらに、企業協働による暑さ対策の取組促進に関する啓発品(経口補水液、紙扇子など)や啓発資料を活用し各種イベント等で府民に周知しました。	12 13 17	189	●おおさかクールアサシプロジェクト参加店舗 5業種以上(薬局、携帯ショップ、雑貨店、カーディーラー)	☆☆☆	●おおさかクールアサシプロジェクト参加店舗 5業種以上(コンビニ、薬局、スーパーマーケット、社会福祉関係、他サービス業)	昨年に対比登録の暑さ指数が続き、複数メディアに取り上げられたこともあり、店舗を暑さの一時避難所として我が国プロジェクトの認知度と参加店舗数が増加しました。また、HPなどの熱中症警戒アラートの閲覧数(閲覧)やメールの配信率も向上し、Xでの暑さ指数の発信、企業協働による啓発品を活用した暑さ対策の取組促進を行いました。	引き続き暑さ対策の推進に取り組めます。	○	○	○	◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係						
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上					
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化		
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																		
3-1	生物多様性地域戦略に基づく生物多様性普及啓発の推進	継続	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した消費の促進を図るため、普及啓発を進めること。	消費者視点での生物多様性と暮らしに関わる情報発信ツール「生物多様性くらしナビ まいのちOSAKA」の提供や、実際の保全活動を通じた普及啓発により、生物多様性の「日常化」「身近化」を進めました。また、教育現場や企業等における生物多様性研修プログラムの普及を推進し、特に次世代を担う若い世代の自然の恵み(生態系サービス)に関する意識醸成を図りました。	6 11 13 14 15 17	6,105	●おおさか生物多様性施設連絡会開催回数 1回 ●多摩川ヒートアップでの保全活動への参加人数 約300人	●おおさか生物多様性施設連絡会 開催なし ●大阪生物多様性保全ネットワーク会議開催回数 1回 ●多摩川ヒートアップでの保全活動への参加人数:計287人	☆☆☆	2024年度はおおさか生物多様性施設連絡会の開催はなかったものの、大阪生物多様性保全ネットワーク会議を開催し、生物多様性普及啓発についての連携を行いました。また、多摩川ヒートアップでの保全活動において、自然観察会のリーダーが定着しており、府民の方に生物多様性保全の大切さを知ってもらうことができました。	引き続き、多様な主体との連携を進め、府内の生物多様性保全に取り組んでいきます。	○				◎		
3-2	多様な主体と連携した森・里・川・海における取組	継続	多様な主体の生物多様性保全に向けた取組を促進すること。	生物多様性保全に積極的に取り組む企業・団体の取組をPRする「おおさか生物多様性応援宣言」登録制度により、企業や団体の生物多様性保全への取組を促進しました。	6 11 13 14 15 17	-	●「おおさか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数 100社・団体	●「おおさか生物多様性応援宣言」制度 宣言企業・団体数:111社・団体(2025年3月31日現在)	☆☆☆	登録団体数について、100社を超える企業団体に登録を頂けた。また、応援企業に対するメールマガジンや保全活動イベントを通して生物多様性保全の取組の大切さを知ってもらうことができました。	より多くの企業・団体に取組を進めてもらえるよう、引き続き、応援宣言制度を通じたPRに努めます。	○				◎		
3-3	外来生物に対する取組	継続	府内で確認されている特定外来生物等について、府民等の理解を促進し、被害拡大防止のため、効果的な防除を進めること。	府内で確認されている特定外来生物等の生態系等への影響、見つけた場合の対処方法などを取りまとめた「大阪府特定外来生物アラートリスト」を活用し、府民等の理解を促進しました。	6 11 13 14 15 17	-	●特定外来生物の防除研修会の開催回数 1回	●第1回 緑化技術研修会「現場で役立つ対策技術をご紹介します！特定外来生物クビアカツバカミキリ対策講座」を開催(6月5日) 参加者:現地85名・WEB145名の計230名 ●「サクラを守ろう クビアカツバカミキリ対策フォーラム」を開催(7月17日) 参加者:一般来場者100名、関係者30名の計130名	☆☆☆	ハイブリット開催にしたことで、より多くの方にクビアカツバカミキリ被害の危険性を理解していただくことができました。また、府民向けのフォーラムを開催することにより、幅広くクビアカツバカミキリについて啓発することができました。	今後、被害の拡大が懸念されることから、様々な広報手段を駆使し、引き続き、より多くの府民への理解を深めていきます。	○				◎		
3-4	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7-3区産業廃棄物処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体の協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7-3区産業廃棄物処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 13 14 15 17	4,178	●共生の森づくり活動 実施回数 8回 参加人数 約500人	●共生の森づくり活動 実施回数 8回 参加人数 668人 ●企業や府民による植栽面積 約0.09ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、概ね想定どおりであり、多様な主体との協働による森づくりを促進できました。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのセミナーや自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎		
3-5	天然記念物イタセンバラの保護増進及びこれを活用した普及啓発事業	継続	定川に生息する天然記念物で国内希少野生動物種の淡水魚イタセンバラの野生環境の保全と、その活用を目的とした普及啓発を推進し、生物多様性保全の重要性についての府民等の理解を促進すること。	(地籍)大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として、2009年度から国土交通省・定川河川事務所と共同で定川の野生復帰の試みを開始し、城北ファンドでは2013年に再導入を行いました。2024年度は、地引網や環境DNA分析等を用いたイタセンバラの生息状況の確認や外来種の防除、インガイ科二枚貝の保全等に関する調査研究を行うとともに、「定川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク(イタセンネット)」が行う保全活動の支援を行いました。また、親子等を対象とした観察会等も開催し、生物多様性に関する普及啓発を実施しました。	6 14 15 17	-	●観察会 実施回数 1回 参加人数 100人	●イタセンバラの野生環境に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ●イタセンネットの保全活動(2回、1070人) ●観察会(1回、56人)	☆☆☆	2013年度に定川へ放流したイタセンバラは2020年度頃まで自然繁殖を繰り返していたものの、近年減少傾向が顕著となり、自然増殖が継続していません。しかし、取組を支援する市民ネットワーク活動により、野生復帰の確率となる外来種の防除が進み、イタセンバラと隣接した池が回復していたり、定川で再発見されるなどの進展も得られています。観察会の参加人数は指標に達しなかったものの、イタセンバラの野生環境に向けた放流効果と繁殖状況の確認や、イタセンネットの保全活動に1,070人参加いただき、生物多様性保全の重要性について府民等に啓発することができました。	引き続き、イタセンバラの生息環境の調査研究や外来生物対策を行うとともに、関係機関や市民と連携してイタセンバラの再導入について検討していきます。また、府民を対象とした観察会の開催等、イタセンバラを活用した生物多様性保全および普及啓発を行っていただきます。	○				◎		
3-6	日本万国博覧会記念公園事業(市民参加型事業)	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参加等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。(※)2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済	4 15 17	-	●市民参加による管理面積 竹林・田畑・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	●市民参加による管理面積 竹林・田畑・果樹園 5.2ha 園内花壇 0.6ha	☆☆☆	想定どおりを実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○		
3-7	希少な野生動物種の保全に関する仕組みづくり	継続	生物多様性の保全に資する行動を促進し、希少な野生動物種保全のための仕組みづくりを進めること。	生物多様性の保全に向けた取組を効果的に進めるため、研究機関や市町村等と連携して府内の野生動物種に係る調査情報等を収集し、府ホームページにおいて公表しました。	6 11 13 14 15 17	-	●府ホームページ更新回数 1回	●各市町村が所有する野生動物種の生息状況にかかるデータ等を取りまとめ、「大阪府いきもの資料館」として府HPで紹介 1回	☆☆☆	府内の動物種の現状を理解することができました。また、これらを公表することで、大阪府の現状を府民の方々に広く知っていただくことができました。	今後も継続して情報収集するとともに、レッドリストについても改訂を検討しています。	○				◎		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度決算額(千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係											
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上											
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化							
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築																							
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい塵(NOX、SOx、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、粉じん、水銀等、ダイオキシン類の排出基準、設備構造基準の適合状況を調査し、不適合の場合には是正を行うよう指導を実施しました。また、立入検査を行い施設の稼働状況や排出測定結果の確認を行うとともに、点検結果等の報告を求め、規制基準の適合状況を把握するため、算ガス等の測定(※)を実施しました。(※)ダイオキシン類等一部項目の分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施	3 9 11	3,613	●排ガス等の基準が適用される事業所、立入・排ガス測定等を実施 ●構造基準が適用される事業所に対し、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 -立入検査実施件数 383件 -ダイオキシン類排出測定 1事業所 -有害物質測定 3事業所 -水銀測定 1事業所 -算ガス等の測定 1事業所	☆☆	立入検査を383件、排ガス測定を7事業所実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎		○	○								
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)を削減し、対策推進全体で大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の交通対策)等の交通対策を実施しました。また、エドドライブの推進や電動車等の普及促進等の施策を総合的に推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえて策定した第4次計画に基づく対策を推進するとともに、自動車NOx・PM法に基づく総量削減基本方針の変更等を踏まえて策定した第4次計画に基づく対策を推進するとともに、自動車NOx・PMの排出量を推計し、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。グリーン購入法や大阪府グリーン調達実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン調達の実施の指導を行いました。	3 9 11	13,835	●NOx、SPMICに係る大気環境基準の達成取組 【参考】 -NOx、SPMICに係る大気環境基準 全局達成 (NOx:90%、SPM:84%)(2022年度) -対策地域からNOx・PM排出量 NOx:8,340トン、PM:440トン(2021年度)	☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減し、総量削減計画(第4次)の目標達成に向けた取組を推進しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、2023年度に策定した総量削減計画(第4次)に基づく対策を推進します。		◎	○	○	○								
4-3	微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施	継続	PM2.5の注意喚起を的確に発信することにより、府民の安全・安心を確保すること。また、PM2.5を構成する成分の分析を実施し、科学的な知見を蓄積すること。	自動測定機により状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信することとしています。また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとの成分分析を行い、府内におけるPM2.5の構成成分の把握及び季節変化等を把握しました。	3 9 11	-	●環境大気中の微小粒子状物質の調査局数 全25局 府管理 一般局:19局(うち成分分析:1局)、自排局:6局	☆☆	府管理25局(国設局2局を含む)で年間を通じて自動測定による濃度測定を行うとともに、府内1地点で成分分析を行いました。2012～2024年度の成分分析結果を用いて、府内におけるPM2.5の構成成分の実態についてとりまとめました。また、PM2.5の削減をかなやかしく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実に実施し、濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知を行います。	○			◎									
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進しました。また、光化学スモッグ発令時の発生時は、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減対象の工場へNOxやVOCの削減要請を行いました。	3 11	-	●VOCの排出抑制 【参考】 -VOC排出量 0.92万トン(2021年度)⇒届出修正があったため、再集計した結果 -光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのNOx削減要請件数 122件(2022年度) -光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場へのVOC削減要請件数 36件(2022年度)	☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行うとともに、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの削減要請を行います。		◎				◎							
4-5	府有施設付アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	府有施設において使用されている付付アスベストについて除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	11,165	●アスベスト除去対策工事の実施施設数 2施設 ●空気環境測定箇所数 250箇所	☆☆	府有施設において使用されている付付アスベストについて、予定していた施設のうち1施設はアスベスト除去対策工事を実施し、その他施設は空気環境測定により石綿含有率測定を実施しました。(工事を予定していた1施設は施設のあり方を検討することになり未実施)	引き続き、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿含有率測定を実施します。	○	◎			○								
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物等の解体・改修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査や石綿濃度測定等を実施するほか、石綿事前調査報告システムや建設リサイクル法の届出情報を利用して事前調査の内容確認や届出情報未届の解体現場等の立入検査を行いました。6月のアスベスト飛散防止推進月間においては、解体現場の府内一斉パトロールや、府民・事業者を対象としたセミナーを行うとともに、11月には、関係団体・協・町会(「大阪府みなみで防止!石綿飛散!推進会議」を開催し、アスベスト飛散防止対策の徹底に関する周知の取組について共有を行いました。また、災害時のアスベスト飛散防止に係る措置について府民への周知を行いました。	3 9 11 12	-	●解体現場等における石綿の立入検査を実施 ●解体現場での石綿濃度測定や石綿濃度測定を実施 ●石綿飛散防止対策セミナーの開催回数 1回 ●石綿飛散防止対策セミナー 6月に開催 ●解体現場での立入検査回数 482回 ●石綿濃度測定 25回(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)	☆☆	解体現場等の立入検査等 579件 【参考】大気汚染防止法に基づく石綿濃度測定 22件(分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施) ●石綿飛散防止対策セミナー 6月に開催 ●解体現場での立入検査回数 482回 ●石綿濃度測定 25回(分析は(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所により実施)	解体現場等の立入検査等のほか、条例外対象現場未届の解体現場等へも石綿事前調査報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用し立入検査を579件実施しました。また、建築等時々の石綿飛散防止のための行動宣言(STOPアスベスト・キックオフ宣言)の署名団体とともに、適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	○	◎			○								
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関・低騒音舗装や低騒音型車両への代替などの対策の推進を働きかけました。また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制期間を有する市町村において規制・指導の徹底を図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	3 9 11	11,715	●自動車騒音モニタリング調査地域数 10町村域 【参考】自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2021年度) ●航空機騒音調査の地点数 全7地点 (内訳) 大阪国際空港周辺:逢生3地点、短期2地点、関西国際空港周辺:短期2地点 ●市町村研修会の開催回数 4回	☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率は、90%台を概ね概ね維持しています。航空機騒音の生活環境保全目標達成状況についても計画通り把握し、関係機関と対策を働きかけました。	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。		◎			◎								
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境の改善を行いました。	11	188,409	●低騒音舗装(排水性舗装)実施路線数 全2線 (内訳) 大阪中央環状線、和歌山阪南線	☆☆	2024年度は約1.6万㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	引き続き、取組を継続します。													
4-9	悪臭防止規制に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるように市町村への支援を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通じて、悪臭規制事務で市町村が苦慮している点や府内の悪臭苦情の現状を把握しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間(2月)」を中心に生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等の啓発活動を実施し、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 11	-	●悪臭規制・指導に関する助言を実施 ●市町村悪臭規制担当職員研修会の開催回数 1回	☆☆	市町村職員対象の研修会を開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	引き続き、規制期間を持つ市町村への技術的支援の取組を継続します。		◎			○								
4-10	水質汚染防止の事業所規制	継続	水質汚染防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを調査し、必要に応じて指導を行いました。また、規制の实效性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 11 14	5,008	●排水基準が適用される事業場、立入・採水検査を実施 ●施設等の構造基準が適用される事業場、立入検査を実施 【参考】2024年度実績 -立入事業場数 384箇所 -排水の検体数 37検体	☆☆	事業所等場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎			○	○							
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。	生活排水対策の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直しを予定する市町村等を対象としてヒアリング等の技術的支援を行い、下水処理や併用浄水槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。また、「大阪府生活排水対策推進月間(2月)」を中心に生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等の啓発活動を実施し、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。	3 6 9 11 14	-	●市町村生活排水処理計画見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等の技術的支援を実施 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 【参考】 -街頭啓発3回、パネル展示9ヶ所(2022年度)	☆☆	市町村生活排水処理計画見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等の技術的支援を実施 7回 ●生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 8ヶ所 ●生活排水処理率97.0%(2023年度)	生活排水処理率向上しました。街頭啓発やパネル展示等により啓発活動を実施することができました。	○	◎			○	○							
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から費用負担を軽減して管理運営する「公共浄化槽整備事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、府費補助金を交付するなど、浄化槽整備を推進しました。	6	2,791	●浄化槽設置整備事業(個人設置型)実施市町村数 11市町村 ●公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)実施市数 5市	☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き、府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	○	◎				○							
4-13	総量削減計画の進行管理	継続	府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第9次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。その上で、総量削減基準を設定する際に必要な規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係機関の取組を行いました。	6 14	47	●2023年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を取りまとめ 【参考】 2024年度における削減目標量 -COD:41トン/日 -T-N:4.3トン/日 -T-P:2.5トン/日	☆☆	大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	引き続き、「豊か大阪湾(保全・再生・創出プラン)」における負荷量の削減に向けた取組を進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎				◎							

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和6年度 決算額 (千円)	令和6年度の取組			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性 の内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
4-14	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進	継続	大阪湾地域の自治体等との関係機関や事業者、NPO等と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止や湾奥部における生物が生きやすい環境の創出等を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランに基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進しました。 ・企業や飲食店が新たに大阪湾の保全・再生・創出活動を実施できるよう、モデル事業の成果を踏まえて、ノウハウ集を作成するとともに、セミナーを開催 ・大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を推進 ・大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進	6 12 14 17	5,621	●セミナーの開催 1回 ●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 5回	●セミナーの開催 1回 ●大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展回数 7回	☆☆	「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランに基づき、民間企業やNPO法人などの様々な主体が、大阪湾における環境保全活動を企画・実施するなどの貢献をとおして「豊かな大阪湾」保全・再生・創出活動推進ノウハウ集を作成し、セミナーを開催しました。 ●大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進	引き続き、大阪湾の水質改善等の取組に努めるとともに、作成したノウハウ集を活用し、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランの推進、環境保全の啓発に取り組みます。	○	◎	◎	◎	
4-15	おおさか海ごみゼロプランの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの発生を減らし、大阪湾に流入するプラスチックごみを2030年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。 (目標年度:2030年度)	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。 【主な事業】 ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・美化活動のさらなる活性化を図るため、企業や大学等と連携し、幅広い年齢層の参加が期待できるイベント等を企画・実施 ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸清掃者対策事業」参照)	3 6 11 14 17	1,662	●大阪湾に流入するプラスチックごみの削減【参考】2024年度実績 ●2021年度大阪湾に流入するプラスチック量(年間)1,032m ³ 、58.8t ¹	●大阪湾に流入するプラスチックごみの削減【参考】2024年度実績 ●イベント等の開催・出展 18回 ・大阪湾の海ごみの回収(「海岸清掃者対策事業」参照) 109,2m ³ 、180.67t	☆☆	河川流域の自治体等で構成する協議会を活用し、発生源対策にかき及ぼす啓発や、「ごみアイデア運動」等を活用した美化活動を実施しました。	引き続き、効果的な発生源対策や、美化活動の活性化を推進していきます。	○	◎	◎	◎	
4-16	海岸漂着物等対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実施調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。	漁業者と連携して海ごみ及び漂着ごみを回収・処分するとともに、河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査(個数・プラスチック組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 14 17	31,000	●河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 2箇所 ●海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所 ●市町村等の海岸漂着物等対策への補助 1団体	●河川におけるマイクロプラスチックの実態把握調査 5箇所 ●海岸の漂着ごみ等の組成調査 1箇所 ●市町村等の海岸漂着物等対策への補助 1団体	☆☆	河川のマイクロプラスチックの実態把握調査や海岸の漂着ごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	引き続き大阪湾及び河川におけるごみ組成調査を実施し、効果的な発生抑制対策の推進に取り組めます。	○	◎	◎	◎	
4-17	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼魚の育成、ブルーカーボン・魚の資源の増として重要な漁場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。	「大阪湾海域ブルーカーボン生態系ビジョン」漁場の創造・保全による豊かな魚(魚)の漁へ(2022年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組により漁場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。	13 14 17	153,296	●着底基質設置箇所数 1箇所	●着底基質設置箇所数 1箇所	☆☆	岬野の小島工区において、漁場の生える着底基質(ブロック)を設置しました。	引き続き、大阪湾の南部において漁場の創造・保全を進めていきます。	○	◎	◎	◎	
4-18	大阪湾奥部におけるブルーカーボン生態系の創出	新規	「大阪湾MOBA」リソフエーションの実現をめざし、湾奥部における藻場創出の企業等の参画を促進するとともに、万博までに会場周辺に藻場を創出すること。	藻場等の種別型藻場における藻場創出のポテンシャルが高い地帯の調査、効果的な創出方法のとりまとめ、万博の機会を捉えた情報発信を行うためのツールを作成を行いました。 また、万博会場周辺海域において藻場創出に取り組む事業者等を公募し、補助を行いました。	13 16 17	21,087	●ポテンシャル調査の実施、市街～貝塚市の海岸 ●事業者等への補助 5事業者程度	●ポテンシャル調査の実施、市街～貝塚市の海岸 ●会場周辺の藻場創出の推進(藻場コンテント) ●事業者等への補助 4事業者(事業者費1/2補助)	☆☆	ポテンシャル調査の結果を「大阪湾奥部における藻場創出の手引き」としてとりまとめました。また、岬野西側岸用辺海域における藻場創出事業について、補助事業者数は指導を下回ったもののモニタリングの取組、藻場の生育が確認され藻場創出が進んでいること、後援企業への公募について、万博に際して様々なイベント等で活用しました。大阪湾におけるブルーカーボン生態系の取組に対する理 解を促進し、企業等の藻場創出の参画を促すため、啓発活動や大阪湾の「ビーチ」体験動画を制作しました。これらの手引き、モニタリング結果、映像コンテンツはぜひ府のHPで公開していきます。	MOBAアライアンス会員等による大阪湾奥部における具体的な藻場創出において、手引きを活用します。 後援企業について、万博に際して様々なイベント等で活用し、ブルーカーボン生態系の重要性について啓発します。 また、藻場創出の取組を進め、3年後のモニタリングを義務付けているため、藻場の定着・拡大に向けて連携し取り組みます。	◎	◎	◎	◎	
4-19	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BODの削減率の向上及び汚濁性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は97%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基礎設備は整備していることから、普及率を97%に引き上げるための計画策定や下水道の機能維持に取り組む。引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図ります。 また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	3 6 12 14	36,752,757	●下水道普及率 97.0% ●施設整備内容 ・下水道の改善箇所数 2箇所 ・下水処理機能の計画的な維持保全実施箇所数 38箇所 (内訳) 水みらいセンター12箇所、ポンプ場26箇所	●下水道普及率 97.1% ●施設整備内容 ・下水道の改善箇所数 2箇所 ・下水処理機能の計画的な維持保全実施箇所数 38箇所 (内訳) 水みらいセンター12箇所、ポンプ場26箇所	☆☆	2023年度末における下水道普及率は、前年度から0.1%増加し、97.1%となりました。 また、施設整備については、当初計画より実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組めます。	○	◎	◎	◎	
4-20	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、化学法及び大気汚染防止法の健全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うことにより、事業者に対する指導・助言を行いました。 また、削減率の向上を図るため、有害化学物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連等について比較検討を進めました。	3 6 11 12	108	●環境リスクの高い化学物質の排出削減【参考】2022年度実績 ・有害化学物質の削減量 1,041トン(2021年度) 化学物質の排出量データ公表回数 1回	●環境化学物質の排出量 0.90万トン(2023年度実績) ●化学物質の排出量データ公表回数 1回	☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の排出削減を促進しました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うことにより、事業者に対する指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。	◎	○	◎	◎	
4-21	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的取組の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における環境リスクを把握し、その低減方法を検討・実施した管理計画書の届出を促しています。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう立入検査等により進捗状況を把握し、指導を行いました。 また、災害時の対応活動をより安全なものとするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12	-	●環境リスク低減対策推進のための立入検査を実施【参考】2022年度実績 ・立入事業所数 45箇所 ・取扱情報提供回数 2回	●立入事業所数 71箇所 ●取扱情報提供回数 2回	☆☆	届出対象事業者に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行いました。また、届出対象規模未達の事業者に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取扱情報の提供を行います。	○	◎	◎	◎	
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質に関する科学的な知見・情報を市民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための取組である「リスクコミュニケーション」の取組を推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、市民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催しました。	3 4 6 11 12	-	●化学物質対策に関するセミナー開催回数 1回	●化学物質対策セミナー開催回数 1回、参加申込者数 596人	☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたリスク低減対策、リスクコミュニケーションの重要性について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、市民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。	○	◎	◎	◎	
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の健全等に関する条例に基づき、土壌・地下水汚染による健康被害の防止を図ること。	法令に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策について指導を行いました。 また、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行うとともに、地下水の汚染状況の把握及び適切な対策の促進を図りました。	3 6	285	●土壌汚染対策法等の基準が適用される形質変更工事及び措置等に係る立入検査の実施【参考】2022年度実績 ・立入事業所数 13箇所	●立入事業所数 7箇所	☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	◎	◎	○	○	
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止すること。	工業用水法及び大阪府生活環境の健全等に関する条例に基づき許可、地下水採取量報告徴収及び地盤沈下量・地下水位の観測の実施について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を行いました。 また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、地盤沈下・地下水水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	3,398	●工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収及び地盤沈下量・地下水位の観測の実施【参考】2022年度実績 ・地盤沈下量・地下水位の観測箇所数 15箇所	●工業用水法に基づく許可 83件、地下水採取量報告徴収 1282件 ●地盤沈下量・地下水位の観測 15箇所	☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	○	◎	◎	◎	
4-25	大気汚染常時監視	継続	大気汚染に係る生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染自動測定機を整備するとともに、国設測定局の維持管理を委託し、大気汚染状況を継続的に監視して生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。 また、PM2.5の構成成分や有害大気汚染物質濃度について、調査・分析を実施して汚染状況を把握し、アスペクトについても大気中濃度を継続的に監視、公表しました。	3 11	123,707	●大気汚染常時監視実施地点数 27局(国設局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスペクト環境モニタリング実施地点数 4地点	●大気汚染常時監視実施地点数 27局(国設局2局を含む) ●PM2.5成分分析実施地点数 1地点 ●有害大気汚染物質モニタリング実施地点数 6地点 ●アスペクト環境モニタリング実施地点数 4地点	☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質を常時監視しました。 また、有害大気汚染物質やアスペクト濃度を測定し、府域の状況を把握しました。	引き続き、大気汚染防止法等に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○	◎	◎	◎	
4-26	公共用水域常時監視	継続	水質について、生活環境保全目標の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	河川及び海域における水質等の常時監視、地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染計測周辺地区調査)を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。 関係者からの受託により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	65,301	●水質の常時監視地点数 河川:水質57地点、底質9地点 海域:水質15地点、底質5地点 地下水質:概況調査20地点、継続監視調査35地点 ●環境実態調査 大阪湾海域:水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	●水質の常時監視地点数 河川:水質7地点、底質9地点 海域:水質15地点、底質5地点 地下水質:概況調査20地点、継続監視調査35地点 ●環境実態調査 大阪湾海域:水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点	☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域(水質・底質)及び地下水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○	◎	◎	◎	
4-27	ダイオキシン類の常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、生活環境保全目標の適否を評価、公表しました。	3 6 11 14	11,513	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 6地点 土壌 6地点	●常時監視実施地点数 大気 6地点 河川水質・底質 21地点 海域水質・底質 5地点 地下水質 6地点 土壌 6地点	☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質(大気・底質を含む)、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○	◎	◎	◎	
4-28	公害審査会	継続	公害に係る争いについて、公害紛争処理法に基づき調停、あっせん及び仲裁を行うことにより、その迅速かつ適正な決を図ること。	公害紛争処理法に基づく府民等からの申請を受けて、案件ごとに調停委員会等を経て調停手続を行いました。また、公害審査会全体会議を開催し、係属中の公害調停の進捗状況等について意見交換を行いました。	3 6 11	1,181	●公害審査会全体会議の開催回数 2回 【参考】2023年度実績(2023年12月現在) 公害審査会全体会議の開催回数 2回 案件数 係属中 5件、新規申請 2件、終結 2件	●公害審査会全体会議の開催回数 2回 【参考】2023年度実績(2023年12月現在) 案件数 係属中 6件、新規申請 4件、終結 5件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続を進め、11件のうち5件が終結しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ、府民の生活環境の改善をめざします。	◎	◎	◎	◎	

